

佐賀県 放課後児童クラブ ガイドライン

～2017.3～

— 放課後児童クラブの運営にあたっての留意事項 —

佐賀県こども未来課

はじめに

近年、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の増大など、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されおり、保護者が安心して働くことができる環境や、子どもたちの健全育成など、仕事と子育ての両立支援が強く求められています。

このような中、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格的にスタートしました。

これに伴い、各市町が、職員や施設・設備に関する国の省令基準を踏まえて条例を定め、これに基づき放課後児童クラブが運営されることになりました。

また、放課後児童クラブの受入対象について、小学校3年生以下から6年生までに拡大されるとともに、新たに放課後児童支援員制度が始まり、更なる放課後児童クラブの充実が図られています。

このたび、県では、平成23年に策定した「佐賀県放課後児童クラブガイドライン」を廃止し、今般、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた「平成28年版 佐賀県放課後児童クラブガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは「最低基準」ではなく、望ましい姿という位置づけとしており、これからも必要に応じて改定を行っていくこととしています。

このガイドラインが、各市町をはじめ、放課後児童クラブに関わる多くの方々の参考となり、地域の実情に応じて適用され、放課後児童クラブの取組内容の向上につながるよう期待しています。

最後に、このガイドラインの策定に当りまして格別のご協力をいただいた「佐賀県放課後児童クラブガイドライン検討委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に、厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月
佐賀県こども未来課

このガイドラインは、佐賀県内の全ての放課後児童クラブを対象とし、運営にあたっての指針を示したものです。

【ガイドラインの構成】

・ 本文（P. 1～27）

国の「放課後児童クラブ運営指針（以下、「運営指針」という）」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「基準」という）」の内容を基本に踏まえ、そのポイントを示しています。

・ 関係法令・通知、補助金等（P. 28～）

本文に示したポイントに関して、放課後児童クラブの管理・運営に役立つよう、関係法令や通知、補助金に関する情報等を掲載しています。

【用語解説】

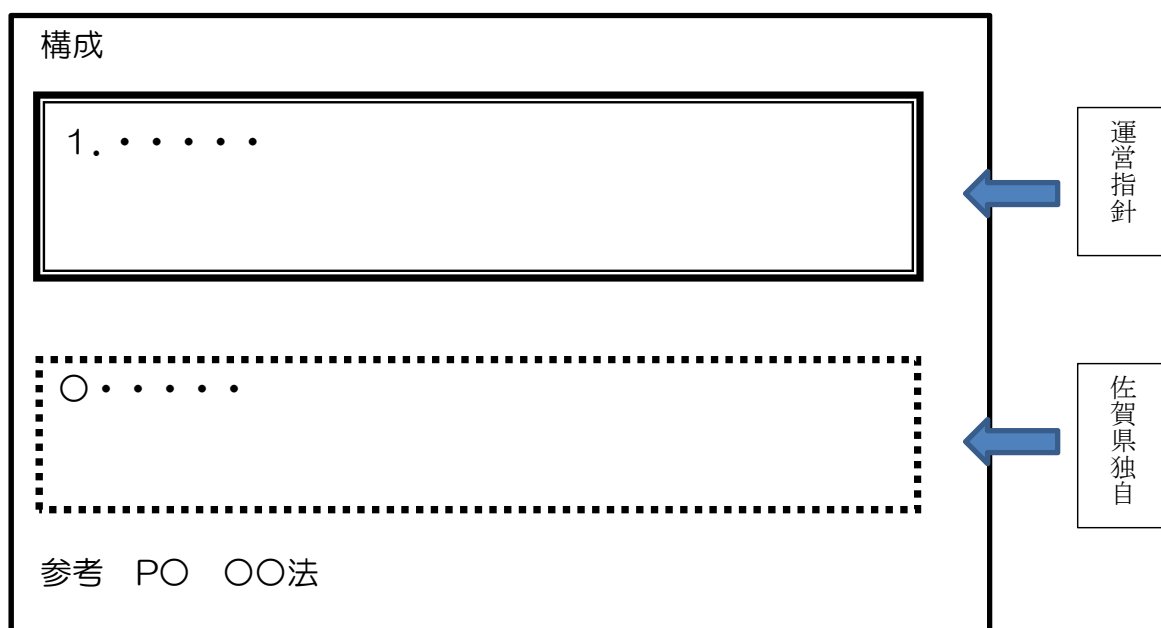
本ガイドラインに用いる用語については、以下のとおりです。

・ 実施主体：放課後児童クラブを設置している者（公設の場合は市町）

※佐賀県においては、実施主体の多くは市町となっています。

・ 運営主体：放課後児童クラブを運営している者

※設置者が運営を委託している場合は、委託を受けて事業を行っている社会福祉協議会や運営協議会、法人等をいいます。



目 次

第1章 総則

1. 放課後児童健全育成事業とは……………1
2. 放課後児童健全育成事業の役割……………1
3. 育成支援とは……………1

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 児童期の発達の主な特徴……………3
2. 児童期の発達過程と発達領域……………3
3. 遊びと発達……………3
4. 子どもの発達過程を踏まえた配慮事項……………4

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 放課後児童支援員等に関すること……………5
2. 障害のある子どもへの対応……………8
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応……………10
4. 保護者との連携・支援……………11
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務……………12

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制……………13
2. 子ども集団の規模（支援の単位）……………14
3. 開所時間及び開所日……………15
4. 利用の開始等に関わる留意事項……………16
5. 運営主体……………16
6. 労働環境整備……………17
7. 適切な会計管理及び情報公開……………18

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携……………19
2. 関係機関・地域との連携……………20
3. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ……………21

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備……………22
2. 衛生管理及び安全対策……………23

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブ（支援員）の社会的責任と職場倫理……………26
2. 要望及び苦情への対応……………26
3. 事業内容向上への取組……………27

第1章 総則

運営指針

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの事業）とは

『保護者が労働などで昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもに児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業。』

2. 放課後児童健全育成事業の役割

- ・事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援の推進に努めること。
- ・事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行い、その家庭の子育てを支援すること。

3. 育成支援とは・・・『子どもの健全な育成と遊び及び生活の場（支援）』

- ・子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていく。
- ・子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。

○行政の役割

佐賀県独自

① 市町の責務

- ・地域の実情に応じて、放課後児童健全育成事業を実施する。
- ・放課後児童クラブの運営主体等と相互に連携を図り、事業の利用促進に努める。
- ・最低基準を踏まえ、常に、その設備及び運営を向上させるよう努める。
（基準第3条関連）

② 県による支援

- ・市町が実施する放課後児童クラブの事業に関し、情報の提供や実情の把握等に努める。
- ・適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町に対し、必要な助言等支援を行う。
- ・市町間のネットワークの構築を図り、県内外の先進事例を参考に県全体として放課後児童クラブの質の向上に努める。

参考

P 3 4 児童福祉法

○対象者及び入所要件

(1) 対象者

- ① 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子ども(特別支援学校の小学部の子どもを含む)

(2) 入所要件

- ① 保護者が労働や疾病のほか、出産、家族の介護、就職活動その他の事情により昼間家庭にいない場合
- ② その他、実施主体が必要と認める場合

(3) 実施主体の対応

- ① 地域の実情に応じて、事業の目的に沿った入所要件を設定し、子どもごとに入所要件を適切に審査し、入所の決定をすること。また、年度更新の際にも、改めて入所要件の審査を行うこと。
- ② 入所予定の子どもとその保護者が、利用開始前に放課後児童支援員及び補助員(以下、「支援員等」という)と顔を合わせてコミュニケーションを図るように努めること。
- ③ 子どもの健康状態や食物アレルギー等の有無、家庭の状況や緊急時の場合に備えた連絡先などの情報を支援員等が把握するために、必要に応じて、これらの情報提供を保護者等へ依頼すること。
- ④ 個人情報の取り扱いには十分に注意し、支援員等に対しても個人情報の取り扱いについて指導すること。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うこと。

1. 児童期の発達の主な特徴

- ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、他者との関わりを経験する。
- 集団や仲間です活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

2. 児童期の発達過程と発達領域

- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。この区分は一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えること。
- その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行うことが求められる。

3. 遊びと発達

- 遊びは自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

⇒詳細は「運営指針」参照

4. 子どもの発達過程を踏まえた配慮事項

支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育て支援を行う。

(1) おおむね6歳～8歳の子どもの配慮

- ① 幼児期の発達的特徴もみられる時期であることを考慮する。
- ② 支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心がける。
- ③ 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせる。

(2) おおむね9歳～10歳の子どもの配慮

- ① 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- ② 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなどの発達的特徴を理解し関わる。

(3) おおむね11歳～12歳の子どもの配慮

- ① 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にできるようになるなどの発達的特徴を理解し、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ② ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- ③ 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 放課後児童支援員等に関すること

放課後児童クラブは、年齢や発達の様相が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

(1) 支援員等の役割

支援員等は、次の事項に留意の上、(2)に掲げる職務を行う。

- ① 豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励む。
- ② 関係機関と連携して子どもの適切な養育環境を支援する。
- ③ 補助員も、支援員と共に同様の役割を担う。

(2) 支援員等に求められる育成支援の内容

支援員等は、子どもに対し適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るため、次の職務を行う。

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

⇒詳細は「運営指針」参照

○支援員の資格

支援員は、次の①～⑨のいずれかに該当する者で、県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者でなければならない。

- ① 保育士資格を有する者
- ② 社会福祉士資格を有する者
- ③ 高等学校卒業等であって二年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭となる資格を有する者
- ⑤ 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科を修めて卒業した者
- ⑥ 上記学科の単位を修得し大学院への入学が認められた場合
- ⑦ 大学院において社会福祉学等を履修し卒業した者
- ⑧ 外国の大学において社会福祉学等を履修し卒業した者
- ⑨ 高等学校卒業等で、かつ二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で市町村長が適当と認めた者（二年以上従事かつ総勤務時間が2,000時間程度が目安）

基準第 10 条関連

○職員研修

① 放課後児童支援員認定資格研修

平成27年度より、放課後児童クラブの支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員（そのうち1人を除き、補助員に代えることができる）の配置が必須となった。支援員は、県が行う「佐賀県放課後児童支援員認定資格研修」を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む）でなければならない。

② 研修の実施

- 運営主体は、支援員等から研修内容についての要望を取り入れ、経験年数等に応じた研修内容を検討するなどして、支援員等の資質向上のための研修を積極的に実施すること。
- 研修内容は、放課後児童健全育成に関する専門的なことや日常業務の課題、問題点等を取り入れ、障害のある子どもなど特に配慮が必要な子どもを受入れるための研修等、実践的な内容とするように努めること。

③ 研修会参加の機会

- 運営主体は、県や市町などが実施する放課後児童クラブに関連する研修会に支援員等が参加する機会を確保すること。
- 支援員等は、研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

参考

P 3 6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条

2. 障害のある子どもへの対応

障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、希望がある場合には、可能な限り受入れに努める。

（１）障害のある子どもの受入れ

- ① 受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、受入れの判断基準等を定めておくなど公平性を保って行う。
- ② 受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなど、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- ③ 放課後等デイサービス等地域の専門機関と連携及び協力を図る。併行利用している場合は協力体制づくりも進める。

（２）障害のある子どもの育成支援の留意点

- ① 計画的な育成支援
障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して、共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- ② 育成支援内容の記録
障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- ③ 支援員の研修
障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて障害について理解する。
- ④ 関係機関との連携
地域の障害児関係の専門機関と連携して相談体制を構築する。
その際保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- ⑤ 施設・設備の安全への配慮
障害のある子どもの育成支援が適切に図れるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- ⑥ 虐待の防止
障害のある子供への虐待の防止に努め、防止に向けての措置を講ずる。

○障害のある子どもへの対応・留意事項の追加

① 受入れの判断

クラブの環境によっては、受入れが困難な場合が考えられるため、障害等に配慮した育成支援が行えるよう、受入れの判断を行うこと。

受入れが不可能と判断した場合は、受入れ不可能な理由を保護者に、十分に説明し、市町は子どもの受入れ先について関係部局と連携して、他の福祉サービス等へつなぎ、支援に努めること。

② 支援員の配置

研修の機会を積極的に確保すること等により、障害の内容や子どもの状況に応じた支援員等の配置を行うこと。

障害のある子の対応にあたっては家庭状況や、養育環境等に十分に配慮すること。

障害児受入れに係る補助金（加配等）の運用にあたっては、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する子ども、特別児童扶養手当の受給対象となっている子ども又は、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの子どもと同等の障害を有していると認められる子どもとするが、柔軟に対応すること。

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 児童虐待への対応

- ① 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応する。
- ② 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図る。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境に配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

(3) 留意事項

子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

○虐待及びその可能性のある子ども等の受入れ・留意事項の追加

① 児童虐待の早期発見と通報の義務

支援員等は、子どもの心身の状態や家族の状況を把握するとともに、情報収集により、児童虐待の早期発見に努めること。発見した際には、必ず通報すること。

② 関係機関との連携

児童虐待等により福祉的介入が必要と思われるケースが発生した場合には、速やかに市町が設置する要保護児童対策地域連絡協議会等と協力し、児童相談所、学校及び警察等の関係機関と連携して対応すること。また、その際、市町は、放課後児童クラブが要保護児童対策地域連絡協議会等と連携が図れるよう、調整を行うこと。

③ 障害等の可能性

児童の障害等の可能性も十分に配慮すること

○特に配慮を必要とする子どもへの対応

コミュニケーションや行動に支援が必要と考えられる子どもにも十分に配慮すること。

参考 P 3 5 児童福祉法 P 3 7 発達障害者支援法

*関連する法令等：児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

参考 P 5 7～5 8 県内関係機関（相談窓口）の一覧

4. 保護者との連携・支援

(1) 保護者との連絡

- ① 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- ② 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- ③ 保護者への連絡に連絡帳を効果的に活用する。その他、保護者への迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

- ① 放課後児童支援員等は保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- ② 保護者から相談がある場合は、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。
- ③ 必要に応じて市町や関係機関と連携する。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

- ① 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得るとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を作る。
- ② 保護者組織と連携し、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援する。

○運営主体は、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が自ら、あるいは互いに協力して、子育ての責任を果たせるよう、保護者参画の機会を作るなど、保護者組織の設置やその活動について積極的に支援を行うこと。

○支援員等は、保護者と連携して子どもの安全確認を行うとともに、保護者と日常的に連絡や情報交換を行うこと。

① 子どもの出欠等の安全確認

子どもが予定した時刻に来所しているかを確認し、来所していない場合には保護者に連絡を行うとともに、予定した時刻に子どもの帰宅を促すなどの安全確認を行うこと。

② 保護者との連絡体制

支援員等は、保護者との緊急時の連絡体制を整えておくこと。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

- ① 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- ② 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- ③ 職場内で情報共有し事例検討を行い、育成支援の充実、改善に努める。
- ④ 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に必要な事項を定期的かつ同時に全ての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

- ・業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員のサービス状況等）
- ・運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・おやつの適切な提供
- ・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・保護者との連絡調整
- ・学校との連絡調整
- ・地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・会計事務
- ・その他、事業運営に関する記録

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

年齢や発達の様相が異なる子どもの同時かつ継続的な育成支援や安全面での管理が必要なため、放課後児童クラブには、支援の単位ごとに常時2人以上の放課後児童支援員を置かなければならない。ただし、そのうち1人を除いて、補助員に代えることができる。

基準第10条関連

- (1) 支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。
 なお、利用児童が20人未満で、支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。
- (2) 支援員の雇用形態
 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要なため、支援員の雇用は、長期的に安定した形態とする。
- (3) 支援員等の勤務時間
 支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定する。

○支援員の配置人数

次の人数を標準とし、地域の実情に応じて配置する。

- | | |
|------------|------|
| ① 児童数35人まで | 2人以上 |
| ② 児童数36人以上 | 3人以上 |

○常勤職員の増加

国の補助金等を積極的に活用し、放課後児童支援員等に占める常勤職員の割合を増やす。

(全国平均 27.6%、九州7県平均 32.3%、佐賀県 15.9% ; 「厚生労働省 H28 放課後児童健全育成事業の実施状況調査結果」より引用)

*ここでいう「常勤職員」とは「事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している職員」

○その他

リーダー（中核となる責任者となるような者）、サブリーダー等の配置や全職員の「勤務時間」及び雇用形態、福利厚生の実施に努める。

2. 子ども集団の規模（支援の単位）

放課後児童クラブにおける子どもの集団の規模（支援単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、支援員等が個々の子どもの信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

参考 P 4 9 別紙「児童の数の具体的な算出方法の例」

○支援の単位（追加）

- ・40人を恒常的に超える場合は、支援単位を分け、壁やパーテーション等で区切るなど、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるようにすることが望ましい。
- ・県の「放課後児童健全育成事業実施要綱」では、1クラブ当たりの子どもの数が71人以上の場合は、補助対象外としている。

※放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額算定に係る「児童の数」については、毎月初日の「児童の数」の年間平均（1人未満の端数が生じた場合には切り上げ）により算定すること。

※ $\text{毎日利用する児童} + \text{一時的に利用する児童の平均人数} = \text{児童の数}$

↑
登録時の利用希望日数

3. 開所時間及び開所日

開所時間、開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻、その他の地域の実情等を考慮して設定する。

(1) 開所日・開所時間

①開所日数については、原則年間 250 日以上とする。

基準第 10 条関連

②原則として、以下の基準を標準とすること。

- ・ 平日：3 時間以上（学校の終業時間から 18 時以降の時間まで）開所
- ・ 土曜日、長期休業期間、学校休業日で開所の必要がある場合（学校行事の振替日等）：8 時間以上開所

基準第 18 条関連

(2) 新 1 年生の受入れ

新 1 年生については、保育所等との連続性を考慮し、卒園後から入学式までの間の生活の場が確保されるよう、4 月 1 日より受け入れる。

○開所時間の延長

開始時間の繰上げや終了時間の繰下げ等、開所時間の延長に可能な限り努めること。

○特別の事情が発生した場合

放課後児童クラブの開所が困難となる特別の事情が発生した場合、実施主体は、あらかじめ定めた対応方針に基づき、開所・休所を判断し、運営主体は、支援員等と連携して、速やかに保護者及び学校に連絡すること。

（実施主体は、休所する場合を想定して、事前に保護者及び学校との協議を行い、対応方針を定めておき、保護者及び学校に周知しておくこと）

○開所の準備等

開所時間の前後に、子どもを受け入れるための事前準備や打ち合わせ、配布物等の作成、清掃・片づけ等に必要な時間を設けること。

（支援員等の勤務時間については、開所前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。）

4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 実施主体は、放課後児童クラブの利用募集に当たり、保護者に対し適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図るとともに、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対して必要な情報を提供する。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等を説明する。
- (4) 特に新1年生の環境の変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換する。
- (5) 退所する場合は、その子供の生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5. 運営主体

○放課後児童健全育成事業は、市町が行うこととし、放課後児童クラブの運営は、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が運営する。

○留意点

- ・子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重する。
- ・地域社会と交流及び連携を図り、保護者や地域社会に、放課後児童クラブの運営内容を適切に説明するよう努める。
- ・放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価し、その結果を公表するよう努める。
- ・子どもや保護者の国籍、信条、社会的身分による差別的な扱いをしない。
- ・運営主体は、放課後児童クラブ事業の運営についての重要事項（以下①～⑪）に関する運営規定を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務の内容
- ③ 開所時間及び開所日
- ④ 育成支援の内容及び利用料その他の額
- ⑤ 支援の単位ごとの定員
- ⑥ 事業の実施地域
- ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他事業の運営に関する重要事項

基準 14 条関連

6. 労働環境整備

運営主体は、支援員等の労働実態や意向を把握し、支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める。

- ① 支援員等に、定期健康診断を受診させる。
- ② 事業主として労働災害保険に加入しておく。
(支援員等が業務中や通勤途上で災害等にあった場合に補償を行うため)
- ③ 必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておく。

○労働条件の明示・契約の更新等

- ・支援員等に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面で交付すること。
- ・必要に応じ、服務規律その他、就業に関する規則を定めること。
- ・契約の更新や終了に際しても関係法令に定めるところにより、適切な対応を取る。

○勤務時間・休憩時間、休暇・休業

関係法令に定めるところにより、適切な対応を取る。

○社会保険等

関係法令に定めるところにより、適切な対応を取る。

参考 P 3 7 労働基準法 P 3 8 労働基準法施行規則

7. 適切な会計管理及び情報公開

(1) 適正な執行管理

利用料の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行う。

(2) 情報公開

運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

○利用料

放課後児童クラブの利用に当たっては、利用者から負担金（利用料）を徴収することができる。

○おやつ代等

おやつ代等個人が直接消費するものに要する費用は、利用料とは別に個人負担とする。（飲食物費については、国庫補助対象外）

○利用料の減免

事情があり、利用料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、各市町における他の制度との整合性を図りながら利用料の一部又は全部を免除することができる。

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、運営主体と学校関係者は、情報交換や情報共有、職員同士の交流等により学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換
- ・学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行う。
 - ・学校との情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うとともに、取扱いについてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 学校施設の利用
- ・子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について学校との連携を図る。

○学校関係者との連携

- ・運営主体は、児童の様子の変化や下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者との間で迅速な情報交換や情報共有を行うとともに、障害児や虐待、いじめを受けた児童など特に配慮を必要とする児童の利用にあたって必要な情報交換を行うこと。
- ・必要に応じて、学校長、各担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携を図ること。

○放課後子供教室との連携（同一の小中学校内等で両事業を行う一体型の推進）

- ・放課後児童クラブ利用児童が近隣で実施している放課後子供教室の活動に参加できるよう、事業関係者間で連携を図ること。

*一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、同一の小中学校内等の活動場所において実施しており、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。なお、放課後子供教室を毎日開催する必要はない。

例えば、一方が小中学校内で実施しており、他方の活動場所が、当該小中学校に隣接（通りを挟んだ向かい側等を含む）している場合、児童自身での移動を安全に行うことが可能であって、放課後子供教室開催時に一緒に活動できるものも一体型とする。

（「放課後子ども総合プラン」等に係るQ&Aより引用）

佐賀県の状況

- ・本県内で実施している放課後児童クラブにおける学校等との連携については、以下のとおりである。

	学校との情報交換	学校施設の利用	放課後子供教室との連携
クラブ数	244	241	110

(平成28年5月1日現在：平成28年度放課後児童健全育成事業の実施状況調査)

参考 P39～40 「放課後子ども総合プラン」 文部科学省・厚生労働省通知

2. 関係機関・地域との連携**(1) 保育所・幼稚園等との連携**

- ① 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所や幼稚園等と、子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- ② 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

(2) 医療・保健・福祉等機関との連携

- ① 子どもの病気やケガ、事故、子どもの虐待への対応など不測の事態に備え、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と協力・連携を図る。

(3) 地域との連携

- ① ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織（自治会・町内会、民生委員、児童委員等）や児童関連施設（児童館、児童相談所等）等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- ② 児童館やその他の地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- ③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- ④ 児童館の中で実施する場合は、児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

○保育所・幼稚園等との連携（追加）

- ・小学校低学年の児童に対する育成支援においては、保育所・幼稚園等との情報交換等の連携が重要であり、特に障害のある子や特に配慮を要する子の育成支援においてはその重要度はさらに増す。このため、市町教育委員会等の協力のもと、保幼小連絡会等と積極的に連携し、情報共有や支援の連続性の確保に努める。

3. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

(1) 学校施設を活用して実施する場合

- ① 運営主体が責任を持って管理運営にあたるとともに、施設の利用に当たって学校や関係者の協力を得るよう努める。
- ② 放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮し、体調や帰宅時刻等の理由で放課後子供教室へ参加できない子どもがいることを考慮する。
- ③ 放課後子供教室との打ち合わせを定期的に行い、学区ごとにある協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する場合

- ① 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準を担保する。
- ② 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように遊びや活動に配慮する。
- ③ 放課後児童クラブの活動は児童館に限定せず、近隣の環境を活用する。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

(1) 専用スペースの確保

- ① 子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時などに静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。

*開所していない時間帯に他の事業に活用するのはよいが、兼用はスペース確保とならないため避けること。

(2) 生活スペースの確保

- ① 子どもが生活するスペース（子どもが遊び、活動し、静養したりするスペースのことであり、廊下や台所・トイレなどの共用部分や事務室は除く。）については、子ども1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保すること。

基準第9条関連

(3) 生活スペースでの配慮

- ① 室内のレイアウトや装飾、採光、換気等にも配慮し、畳、カーペット、カーテン等の設置により、子どもが家庭的な雰囲気の中で、活動や休息ができるよう工夫すること。
- ② 屋外遊びを行う場所を確保すること。（学校や児童遊園・公園、児童館等活用）
- ③ 支援員等が事務作業や更衣ができるスペースを確保すること。

(4) 静養スペースの確保

- ① 子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。
*別の部屋に設置してもよいが、常時設置されていること。

(5) 施設・設備・備品の整備

- ① 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや生活に必要な設備・備品を備えること。
- ② 雨の日等屋外で活動できない場合も考えて、室内にいても遊べるようなスペースや遊具、図書を備えること。
- ③ 年齢に応じた遊びや、障害のある子どもの安全に配慮した施設・設備・備品とするように努めること。

○施設設備については、別表1（P28）を標準的な施設設備とし、必要に応じて備えること。

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

- ① 日ごろから、手洗いやうがいの励行、医薬品等の管理、施設整備やおやつ、食器や飲用水等の衛生管理を徹底し、感染症や食中毒等の予防に努め、発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- ② 感染症や食中毒等の発生時の対応について、あらかじめ、放課後児童クラブとしての対応方針を作成し、保護者と共有しておくこと。
- ③ 必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適切に行う。

(2) 事故やケガの防止と対応

- ① 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、支援員等の間で共有する。
- ② 支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例等の情報収集・分析など事故防止に努める。
- ③ 事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行い、支援員等は速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町に報告する。
- ④ 室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。(遠足等行事の際も同様。)
- ⑤ 支援員等は、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。

(3) おやつを提供

- ① おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、支援員等は応急対応について学んでおく。

(4) 保険等への加入

- ① 運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等にも加入する。

○死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合は、市町から県及び消費者庁消費者安全課へ速やかに報告(消費者安全法に基づく報告)をすること。*別添様式1(P30~P33)

○児童クラブの登録児童は、誰かに損害を与えた場合や子ども本人のけがによる通院などに対処するため、必ず保険及びそれに類するものに加入すること。

参考 P41 放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について

(5) 防災・防犯対策

① 防災・防犯計画やマニュアルの作成及び対応

- ・災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定する。
- ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な施設設備を備える。
- ・市町や学校、支援員並びに警察、消防等関係機関と連携を図り防災や防犯に関する訓練を実施するなど、子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。

② 定期的な避難訓練の実施

- ・災害や事故等に備えて定期的に避難訓練を行う（避難及び消火に対する訓練は、少なくとも年2回以上）。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

③ 災害が発生した場合

- ・子どもの安全確保を最優先にし、状況に応じた適切な対応をとること。
- ・対応の仕方を事前に定め、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(6) 来所時・帰宅時の安全確保

① 放課後児童クラブとしての安全確保

子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。

② 地域組織・関係機関等と連携した見守り活動等の実施

保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等を行う。

○運営主体及び支援員は、あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有を行いながら、子どもを安全に来所、帰宅させるよう努めること。

○防犯等マニュアルに記載する主な項目（参考）

1. 日頃からの安全対策

（1）日常の危機管理に関すること

*担当者、点検者等の役割分担を行う

- ① 安全管理体制や施設設備の整備・安全点検
（来訪者の動線、施錠・開錠の方法、受付方法等）
- ② 通学・通所路の設定、安全点検
（「子ども110番の家」の場所、危険個所の把握等）
- ③ 保護者、地域、関係機関等との連携体制の構築

（2）安全教育・研修・訓練に関すること

- ① 子どもの発達段階に応じた指導計画
- ② 放課後児童クラブ支援員等、保護者、ボランティア等の研修
- ③ 防犯訓練及び検証

2. 緊急事態発生時の対応

- ① 対応手順・役割分担（フローチャート、表等）
- ② 関係機関電話番号・通報文例（110番、119番）
- ③ 子どもの避難経路、避難場所、誘導方法（図面等）
- ④ 緊急時に使用する防犯設備の設置場所、操作方法
- ⑤ 報道・保護者対応例

3. 事件・事故の事後対応

放課後児童クラブ活動再開、心のケア等その他必要な事項

4. 再発防止に関する対応

事件・事故の検証体制

参考：「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（文部科学省 H19.11）

参考 P 59 不審者への緊急対応の例（フローチャート）

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブ（支援員）の社会的責任と職場倫理

運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、全ての支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- ① 子どもや保護者の人権への十分な配慮と子ども一人ひとりの人格の尊重
- ② 児童虐待等の、子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- ③ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いの禁止
- ④ 守秘義務の遵守
- ⑤ 個人情報 の適切な取扱いとプライバシーの保護
- ⑥ 保護者への誠実な対応・信頼関係の構築
- ⑦ 支援員等の相互協力、研鑽を積みながらの事業内容向上
- ⑧ 事業の社会的責任や公共性の自覚

2. 要望及び苦情への対応

(1) 要望・苦情の受付窓口の設置及び周知

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口や仕組みを明確化し、子どもや保護者に周知する。

(2) 苦情解決体制の整備

- ① 苦情対応については、市町と運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者に周知する。要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- ② 要望・苦情の内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

○県福祉サービス運営適正化委員会が行う社会福祉法第 85 条第 1 項に規定する調査にできる限り協力すること。

○市町から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を図ること。

参考 P 3 7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 14 条の 3

参考 P 3 8 社会福祉法第 8 5 条第 1 項

参考 P 4 2～4 3 「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」(平成 12 年 8 月 22 日障第 615 号・老発第 598 号・児発第 707 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)

3. 事業内容向上への取組

- (1) 支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- (2) 支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行う。
- (3) 運営主体は、支援員等のための職場内での教育訓練や研修以外に、職場を離れての研修の機会を確保し、参加を保障する。
また、支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- (4) 運営主体は、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよう、研修受講計画を策定・管理するとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的・経済的な支援や情報提供にも取り組む。
- (5) 運営主体は、放課後児童クラブの運営内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れる。また評価の結果を職員間で共有し、改善の方向性を検討する。

その他

○届出

- ・国、都道府県及び市町以外の者（実施主体である市町から委託を受けた者を含む）は、放課後児童健全育成事業を行う場合、市町の要綱に基づき、市町長に届け出ること。
- ・また届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町長に届け出、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ市町長に届け出ること。

○関係書類の整備

- ・放課後児童健全育成事業者は、別表2（P29）に掲げる書類（職員、財産、収支及び利用者の処遇などの状況を明らかにする帳簿等）を整備すること。
- ・会計及び補助金に関する書類については、事業完了の日から5年間保存すること。

○運営主体は各市町の条例を十分に理解して、運営にあたること

参考 P 3 8 社会福祉法、児童福祉法

参考 P 5 5 研修体系

参考 P 6 0～6 2 放課後児童クラブ自己評価表（例）

- 別表 1
- 別表 2
- 別添様式 1
- 関係法令・通知等
- 補助金関係
- 佐賀県の状況
- 検討経過
- 市町の状況
- 研修体系
- 県内関係機関（相談窓口）一覧
- 不審者への緊急対応の例
- 自己評価表（例）

別表 1

施設・設備等

施設	設備・備品	留意事項
<input type="checkbox"/> 玄関	<input type="checkbox"/> 傘立て <input type="checkbox"/> 下駄箱 <input type="checkbox"/> 玄関マット	<input type="checkbox"/> 児童数に応じたものを設置 <input type="checkbox"/> 低学年にも使いやすい高さのものを設置
<input type="checkbox"/> クラブ室	<input type="checkbox"/> 空調設備（冷暖房） <input type="checkbox"/> 児童用ロッカー <input type="checkbox"/> 座卓 <input type="checkbox"/> 本棚 <input type="checkbox"/> カーテンやブラインド <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> カーペット <input type="checkbox"/> 活動用の遊具 <input type="checkbox"/> 図書 <input type="checkbox"/> テレビ・ビデオ <input type="checkbox"/> 落下防護柵（2階以上の場合）	<input type="checkbox"/> 児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積の確保 <input type="checkbox"/> 適度な採光や通風に配慮 <input type="checkbox"/> 家具の転倒防止策 <input type="checkbox"/> ガラスの飛散防止フィルムなどの安全についての配慮 <input type="checkbox"/> ロッカー、本棚は低学年にも使いやすい高さのものを設置
<input type="checkbox"/> 静養 スペース	<input type="checkbox"/> 布団等寝具類	<input type="checkbox"/> 子どもの体調が悪いときに休めるスペースの確保
<input type="checkbox"/> 台所	<input type="checkbox"/> 流し台 <input type="checkbox"/> ガスレンジ <input type="checkbox"/> 湯沸し器 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 食器戸棚 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> 換気設備	
<input type="checkbox"/> 洗面所	<input type="checkbox"/> タオル掛け <input type="checkbox"/> 衛生上必要な石鹸等	<input type="checkbox"/> 低学年にも使いやすい高さのものを設置
<input type="checkbox"/> トイレ	<input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 手洗い	<input type="checkbox"/> 児童が利用しやすい位置に設置
<input type="checkbox"/> 事務 スペース	<input type="checkbox"/> 事務机・椅子 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> パソコン、ソフトウェア、プリンタ <input type="checkbox"/> 支援員等用ロッカー	<input type="checkbox"/> 支援員等が事務に使用するためのスペースや設備の確保
その他	<input type="checkbox"/> 掃除機 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 火災報知器 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 防犯ブザー <input type="checkbox"/> 倉庫・物置	

別表 2

会計及び補助金に関する書類の整備

●会計及び補助金関係書類

- 【補助金】 交付申請書、実績報告書
- 【委託】 契約書、実施計画書、実績報告書
- 【法人等へ委託している場合】 法人等の決算書
 - ※貸借対象表、資金収支計算書（内訳書を含む。）又は損益計算書
- クラブの収支計算書、事業報告書
- クラブの運営規程、実施体制
- クラブの利用申込書
 - ※利用児童名簿、入退所に関する書類等
- 保護者の就労を証明する書類
- 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入れ事業）の補助金を受ける場合は、以下の書類が必要
 - 障害児利用者の療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書の写し
 - ※手帳を所持していない場合は、医師、児童相談所等公的機関の意見書等
 - ※市町の業務・連携等で把握している場合は、省略可
 - （ただし、確認したことがわかるようにすること。）
- 利用料収入を確認できる書類
- 年間平均利用児童数の算出根拠となる書類、各月の利用実績を確認できる書類
 - ※クラブ児童出席簿等
- 支援員等名簿（労働者名簿）、出勤簿
- 賃金台帳（給与明細）、備品台帳等

●その他労働関係書類

- 雇入れ、解雇、退職に関する書類(雇用契約書、労働条件通知書等)
- 労災保険に関する書類
- 雇用保険に関する書類
- 健康保険・厚生年金保険に関する書類
- 災害補償に関する書類
- 賃金その他労働に関する重要な書類

等

放課後児童健全育成事業 事故報告様式 (Ver.2)

事故報告日				報告回数				
自治体名				事業所名				
所在地				事業開始年月日				
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				事業者				
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計	
放課後児童支援員等数	名			うち補助員数	名			
うち放課後児童支援員数	名							
クラブの実施場所	□学校の余裕教室・□学校敷地内専用施設・□児童館・□その他()							
建物その他の設備の規模および構造	専用区画	m ²	1人当たり	m ²	その他	m ²	合計	m ²
	建物の構造: 造				建物の階数: 階建の 階			
発生時の体制	児童数	名	放課後児童支援員等数	名	うち放課後児童支援員数	名		
事故発生日				事故発生時間帯				
児童の年齢	学年			利用開始年月日				
児童の性別				事故誘因				
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況				
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位				
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】							
	【病状】							
	【既往症】			病院名				
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)								
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)								
当該事故に特徴的な事項 発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)								

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

放課後児童健全育成事業 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目		記載欄【選択肢の具体的内容を記載】	
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無		(具体的内容記載欄)	
	事故予防に関する研修		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	職員配置		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	遊具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	玩具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
環境面 (育成支援の状況等)	育成支援の状況			
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
人的面 (放課後児童支援員等の状況)	対象児の動き		(具体的内容記載欄)	
	担当職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	他の職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。				

《事故報告様式送付先》

●厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課少子化総合対策室(FAX:03-3595-2493 Email:clubsenmon@mhlw.go.jp)

(こちらへも報告してください)

●消費者庁消費者安全課 (FAX:03-3507-9290 Email:i.shouhisha.anzen@caa.go.jp)

放課後児童健全育成事業 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください

事故報告日				報告回数				
自治体名	○○県 ○○市 (必ず都道府県名を入れてください)			事業所名	○○放課後児童クラブ			
所在地	○○市○○1-1-1			事業開始年月日	平成○○年○月○日			
設置者 (社名・法人名・自治体名等)	○○会			事業者	○○会			
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計	
	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
放課後児童支援員等数	○○名			うち補助員数	○○名			
うち放課後児童支援員数	○○名							
クラブの実施場所	□学校の余裕教室・□学校敷地内専用施設・■児童館・□その他()							
建物その他の設備の規模 および構造	専用区画	○○㎡	1人当たり	○○㎡	その他	○○㎡	合計	○○㎡
	建物の構造:鉄筋コンクリート造				建物の階数: 3階建の 1階			
発生時の体制	児童数	30名	放課後児童支援員等数	○名	うち放課後児童支援員数	○名		
事故発生日				事故発生時間帯				
児童の年齢	学年				利用開始年月日			
児童の性別				事故誘因				
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況				
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位				
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】	後頭部打撲傷						
	【病状】	-						
	【既往症】	特になし			病院名	○○病院		
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)	※事故と因子関係がある場合の、当該児童の教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この特記事項へ記載してください							
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)	<p>(記載例)</p> <p>7:30 授業終了後、学校から徒歩にて来所(健康状態等に普段と変わった点は無し)</p> <p>14:45 クラブ室内で他の児童とともに宿題に取り組む</p> <p>15:30 おやつ</p> <p>16:00 建物外園庭にて、集団遊び(鬼ごっこ、ドッチボール等)</p> <p>16:30 各々好きな遊びを開始(当該児童は当初砂場で遊んでいた)※支援員1人が全体の見守りを実施</p> <p>16:35 他の児童2人と一緒に滑り台で遊んでいたところ、滑り台階段最上段(地上○○m)より転落(目撃児童による証言)※支援員は周りの児童の叫び声を聞き、児童が地面に横たわっているところを発見。救急車を呼びながら、児童の意識等を確認(児童の反応無し)</p> <p>16:45 保護者へ連絡救急車到着。支援員○○が同乗し、○○市○○病院へ搬送</p>							
当該事故に特徴的な事項	<p>(記載例)</p> <p>普段は全ての子どもが外遊びをするため、全ての放課後児童支援員が全体の見守りを実施しているが、この日は体調不良により、外遊びに参加しない子どもがいたため、見守りの体制が通常時に比べて手薄となった。</p>							
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日17時すぎ 警察による事情聴取 ・翌日11時～市が事故報告の記者会見実施予定(別紙公表資料参照) ・翌日17時～クラブにおいて保護者への説明会を実施予定 							
<p>※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。</p> <p>※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。</p> <p>※ 記載欄は適宜広げて記載してください。</p> <p>※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。</p> <p>※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。</p>								

放課後児童健全育成事業 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄) マニュアルや指針の名称を記載してください
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄) ※実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください
	職員配置	(具体的内容記載欄) 事故発生時ではなく、事故発生当日の支援体制としての配置人数について記載してください
	その他考えられる要因・分析、特記事項	当該事故に関連する要因や特記がある場合、必ず記入してください
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合もその理由を記載してください
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄) ※具体的方法等を記載してください。また、玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
環境面 (育成支援の状況等)	育成支援の状況	雨上がり直後の外遊びで遊具が濡れており、各々好きな遊びをして支援員が見守っていた等、具体的な育成支援の状況を記載してください
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
人的面 (放課後児童支援員等の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的な記載してください(例:朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的な記載してください(例:雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄) なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的な記載をしてください(例:他児のトラブルに対応していたため見ていなかった等)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記入してください。
	改善策【必須】	要因分析の項目を記載した場合は必ず記載すること。改善点がない場合はその理由を記載してください
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください

《事故報告様式送付先》

●厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課少子化総合対策室 (FAX:03-3595-2493 Email:clubsenmon@mhlw.go.jp)

(こちらへも報告してください)

●消費者庁消費者安全課 (FAX:03-3507-9290 Email:ishouhisha.anzen@caa.go.jp)

● 児童福祉法第4条第2項（児童）

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

● 児童福祉法第6条の3第2項（事業）

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

● 児童福祉法第10条（市町村の業務）

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

2、3 略

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

● 児童福祉法第11条（都道府県の業務）

都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ～ハ 略

2 都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

3～5 略

● 児童福祉法第21条の8（子育て支援事業に関する市町村の責務）

市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

● **児童福祉法第 21 条の 9 (必要な措置の実施)**

市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。（以下略）

● **児童福祉法第 21 条の 10 (放課後児童健全育成事業の利用の促進)**

市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第 6 条の 3 第 2 項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

● **児童福祉法第 33 条の 10 (被措置児童等虐待)**

この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

● **児童福祉法第 33 条の 11 (施設職員等の禁止行為)**

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

● **児童福祉法第 33 条の 12 (通告)**

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項 の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条（職員）

（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
 - 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 四 学校教育法 の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - 五 学校教育法 の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 六 学校教育法 の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学が認められた者
 - 七 学校教育法 の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

● 附則 第2条（職員の経過措置）

この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

● **発達障害者支援法第9条（放課後児童健全育成事業の利用）**

市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

● **児童福祉法第34条の8の2（条例の制定）**

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

● **児童福祉施設設備及び運営に関する基準 第14条の3（苦情への対応）**

- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

● **労働基準法第13条（法律違反の契約）**

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。

● **労働基準法第15条第1項（労働条件の明示）**

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。（以下略）

● **労働基準法第20条（解雇の予告）**

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

- 2 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。
- 3 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

● **労働基準法第32条（労働時間）**

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

● **労働基準法第39条第1項（年次有給休暇）**

使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

● 労働基準法施行規則第5条

使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第1号の2に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であって当該契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第4号の2から第11号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

1 労働契約の期間に関する事項

1の2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

1の3 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

2 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

3 賃金（退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

4 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

4の2～11 略

2 法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第1号から第4号までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）とする。

3 法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

● 社会福祉法第2条第3項（定義）

次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

2 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害時相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

● 社会福祉法第85条第1項（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）

運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申し出があった時は、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。

● 児童福祉法第34条の8

市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

放課後子ども総合プランについて（抜粋）

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

（1）学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

① 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たること。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めること。

② 余裕教室の活用促進

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

放課後子ども総合プランについて（続き）

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

（４）学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

「放課後子ども総合プラン」の実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図りたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努めること。

なお、特別な支援を必要とする児童や、虐待、いじめを受けた児童など、特に配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携して適切に対応すること。

（文科省・厚労省通知（26 文科生第 277 号、厚児発第 0731 第 4 号）：平成 26 年 7 月 31 日）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について（抜粋）

1. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

※基準により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の保護者等に連絡を行う必要があることに留意すること。

2. 報告様式

（中略）

3. 報告期限

国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

4. 報告のルート

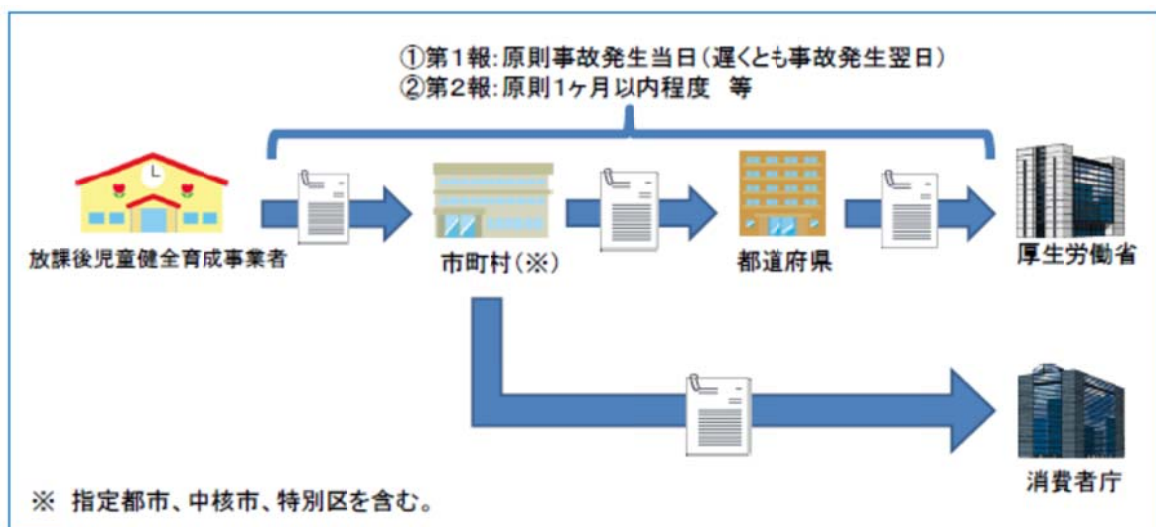
○事業者から市町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこととする。

5. 国の報告先

市町村から報告を受けた都道府県は、厚生労働省へ報告するとともに、事業者から報告を受けた市町村は、都道府県への報告に加え、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく報告）を行うこと。

（厚生労働省通知（厚児育発第0327第1号）：平成27年3月27日）

<報告の系統>



児童福祉施設最低基準等の一部を 改正する省令の施行について

平成 12 年 8 月 22 日
厚生省大臣官房障害保健福祉部長、障第615号
厚生省老人保健福祉局長、老発第598号
厚生省児童家庭局長、児発第 707 号

先般、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律第 111 号。以下「改正法」という。）が成立し、平成 12 年 6 月 7 日に施行されたことに伴い、今般、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 12 年厚生省令第 112 号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成 12 年 9 月 1 日から施行されることとなったが、その実施に当たっては、下記の事項に留意するとともに、事業者等に対する周知につき、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、事業者等が苦情解決に取り組むに当たっての具体的な方法に関する指針については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号、社援第 1352 号、老発第 514 号、児発第 575 号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により別途通知されているので、留意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 苦情への対応に関する児童福祉施設最低基準等の一部改正について

(1) 改正の趣旨

改正省令における苦情への対応に関する事項の改正の趣旨は、今般、改正法による改正後の社会福祉法において、社会福祉事業の経営者や都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会（以下、「運営適正化委員会」という。）による苦情の解決についての規定が整備されたことを踏まえて、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 2 年厚生省令第 57 号）、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 54 号）並びに精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 87 号）（以下「児童福祉施設最低基準等」という。）において、施設の経営者に対して、利用者等からの苦情に適切に対応するための必要な措置を採ることを義務づけること等により、利用者等に実際にサービスを提供している施設において、第一義的に苦情の適切な解決を図ろうとするものであること。

(2) 苦情の申出人の範囲

今回の省令改正によって児童福祉施設最低基準等に基づきその苦情に対して施設において必要な措置を講じなければならないこととされた者には、入所者等本人のほか、本人の苦情を代弁する家族及び代理人を含むものであること。

また、これらの者のほか、児童福祉施設については「保護者等」が、また、知的障害者援護施設については「保護者」が位置付けられているところである。児童福祉施設最低基準における「保護者等」には、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者のほか、以下のような者も含まれるものであることに留意されたい。

- ① 児童が施設に入所している等児童と別居しているため、現在は児童を監護していない親権者
- ② 施設入所した児童に親権者がいない等により未成年後見人に選任された者

(3) 必要な措置の内容

児童福祉施設最低基準等において規定された「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、

- ① 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決めること
- ② 施設内における苦情解決のための手続の明確化
- ③ 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知

等の措置である。

②における「苦情解決のための手続」としては、

- 入所者等からの苦情を受付ける。
- 苦情を受け付けた者が、苦情内容及び当該入所者等の意向等の確認を行う。
- 苦情を受け付けた者が、受け付けた苦情及びその対応状況等を施設長等苦情の解決に責任を持つ者に報告する。
- 苦情申出人と苦情の解決に向けて話し合う。
- 苦情を申し立てた入所者等に対して、苦情への対応内容について通知する。

等の手順が想定される。

また、手順の明確化の方法としては、施設内の規定への記載等が想定される。

さらに、③の周知の方法としては、施設内の分か

りやすい場所に掲示することや、入所時等の機会をとらえ、入所者等に直接説明すること等が想定される。

2 知的障害者デイサービスセンターの法定化に伴う知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準の改正について

改正法の施行により、知的障害者デイサービスセンターが法律上、知的障害者援護施設に位置づけられたことに伴い、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準に、知的障害者デイサービスセンターの設備及び職員配置についての基準を追加したものである。

なお、知的障害者デイサービスセンターの運営に当たっては、引き続き、「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」（平成 3 年 9 月 30 日児発第 831 号厚生省児童家庭局通知）に留意いただきたい。

3 特別養護老人ホームの入所者が運営適正化委員会に苦情を申し立てた場合の取扱いについて

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）については、介護保険法の施行に伴い、既に苦情処理に関する規定（第 29 条）が設けられていることから、今回の改正省令の中では基準省令の改正は行っていないところである。

特別養護老人ホームについては、介護保険法に基づく苦情処理の手続が基本となることから、運営適正化委員会ではなく、市町村や国民健康保険団体連合会での苦情処理で対応することが基本であるが、特別養護老人ホームの入所者が、運営適正化委員会に苦情を申し出た場合には、それに関する運営適正化委員会の調査にできる限り協力するよう、特別養護老人ホームを経営する者等に対する周知について特段のご配慮をお願いしたい

補助金関係

(平成 29 年 2 月 20 日 平成 28 年度児童福祉主管課長会議 説明資料より抜粋)

1. 運営費等

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後児童健全育成事業(運営費)

ア 運営費補助基準額の増額【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額を行う。

(イ)補助基準額(案):4,306千円(3,744千円)※児童数36~45人の場合

イ 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

(ア)事業内容

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):17千円[1支援の単位あたり日額]

② 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業(既存施設の改修等)及び放課後児童クラブ環境改善事業(備品購入等))

ア 放課後児童クラブの防災対策【拡充】

(ア)事業内容

既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合について、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業の補助対象とする。

(イ)補助基準額(案):

(i)放課後児童クラブ設置促進事業12,000千円(12,000千円)

(ii)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円(1,000千円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業による補助に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円(1,000千円)

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):5,000千円(5,000千円)

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,748千円)

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,996千円(3,052千円)

イ 移転関連費用補助【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても対象とし、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円(2,500千円)

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円(6,100千円)

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):466千円(454千円)

(2)質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※1)を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。 ※1 職員は当該全ての業務の主担当でなくともよい。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※2)を配置し、うち1名以上を常勤職員(※3)とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。 ※2、3 職員及び常勤職員は(i)の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

(イ)補助基準額(案):(i)1,541千円(1,581千円) (ii)2,904千円(2,932千円)

② 障害児受入強化推進事業【拡充】

(ア)事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児3人以上の受入を行う場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,748千円)

※医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円[1支援の単位当たり年額]

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア)事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):559千円(544千円)

(3)その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(仮称)【新規】(※次頁参照)

(ア)事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i)放課後児童支援員を対象に年額12万4千円(月額約1万円)

(ii)経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に i と合わせて年額24万8千円(月額約2万円)

(iii)経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37万2千円(月額約3万円)

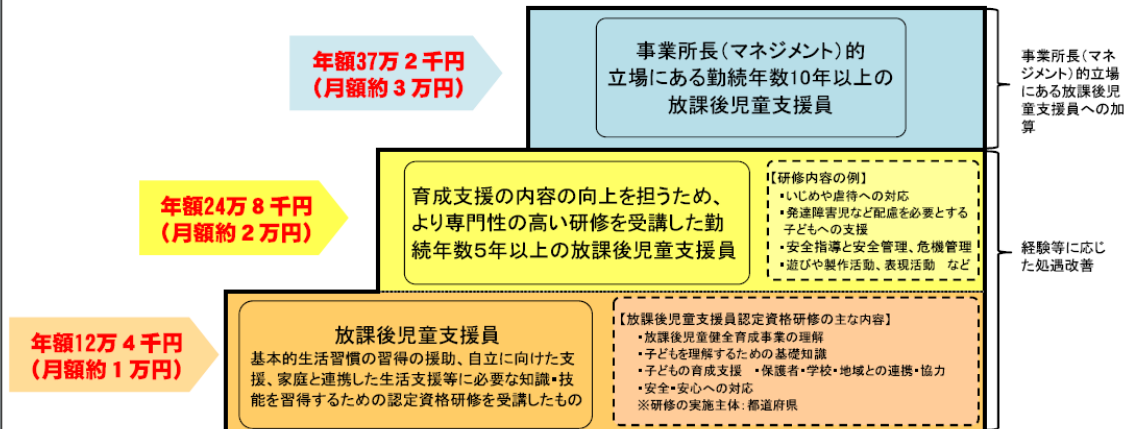
(イ)補助基準額(案):(i)124千円[1人当たり年額]

(ii)248千円[1人当たり年額]

(iii)372千円[1人当たり年額]

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数(通算勤続年数により算出)に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

2. 施設整備費

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等(平成28年度より対象拡大)

③補助基準額(案)：

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 51,426千円(49,928千円)

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

イ 上記以外の場合：25,713千円(24,964千円)

ウ 土地借料加算：6,100千円(6,100千円)

④補助率：

〔 公立の場合〕国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3
〔 民立の場合〕国：2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施(平成28年度～)

〔 公立の場合〕国：2/3、都道府県1/6、市町村1/6
〔 民立の場合〕国：1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4 〕

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

① 放課後児童支援員認定資格研修事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認める額

(エ) 補助率：国1/2、都道府県1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ—」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にすることが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案)：厚生労働大臣が認める額

(エ) 補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業

○ 都道府県認定資格研修講師養成研修

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体：国(民間団体に委託して実施)

4. その他

児童健全育成対策費補助金

○放課後児童クラブ入退室管理モデル事業

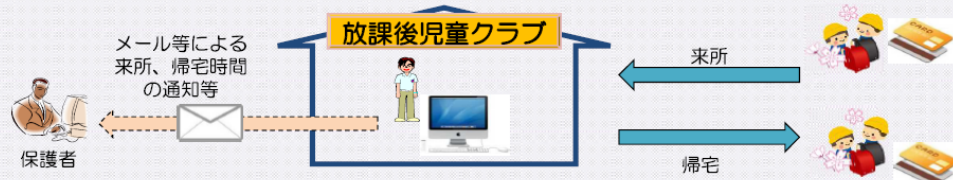
(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおいて、子ども一人ひとりにICカードを持たせて、放課後児童クラブの出入口にカードリーダーを設置し、出退管理、保護者へのメール送信等を行うとともに、子どもに関する日々の記録作成等にIT機器を活用するモデル事業(全国で30か所)を実施する。

(イ) 実施主体:市町村(委託等可)

(ウ) 補助基準額:2,000千円

(エ) 補助率:国10/10(定額10/10相当)



【別紙】 放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例

○一週間のうち平日5日間（月～金曜日）開所していて、定員が44人の放課後児童クラブの場合

□パターン①：基準第10条第4項に定めるとおり、一の支援の単位を構成する児童の数を「おおむね40人以下」とし、それを超える児童について、「支援の単位」を新たに設けて対応する場合

例) 4月～6月は「児童の数」が42人

- ・ 5日間利用登録 32人 → 32人
- ・ 4日間利用登録 8人 → $8人 \times 4日間 / 5日間 = 6.4人 \approx 7人$
- ・ 3日間利用登録 4人 → $4人 \times 3日間 / 5日間 = 2.4人 \approx 3人$

7月、8月は「児童の数」が68人（児童の数の増加に対応するため、「支援の単位」を新たに設ける場合）
 （・ 7～8月のみの利用登録 26人 → 42人（支援の単位（1））+ 26人（支援の単位（2））= 68人）

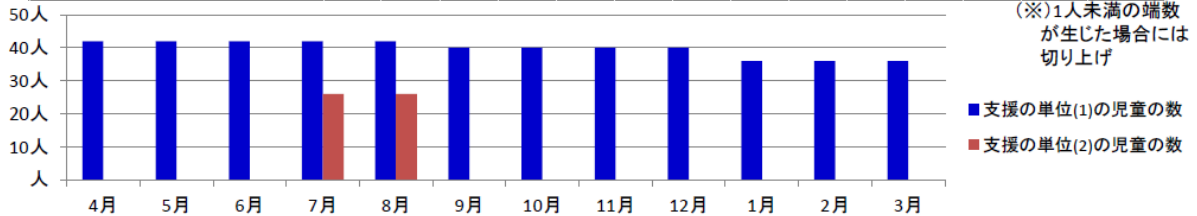
9月～12月は「児童の数」が40人

1月～3月は「児童の数」が36人 の場合

①基準第10条第4項の一の支援の単位を構成する「児童の数」は、上記の方法により算出された人数

②放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額を算定するための年間を通じた平均の「児童の数」は、
 支援の単位（1） $\{ (42人 \times 5月) + (40人 \times 4月) + (36人 \times 3月) \} \div 12月 = 39.8333 \dots \rightarrow 40人$ （※）
 支援の単位（2） $(26人 \times 2月) \div 2月 = 26人 \rightarrow 26人$ （7月、8月の2ヶ月間のみ）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均(※)
支援の単位(1)の児童の数	42人	42人	42人	42人	42人	40人	40人	40人	40人	36人	36人	36人	478人	40人
支援の単位(2)の児童の数	-	-	-	26人	26人	-	-	-	-	-	-	-	52人	26人



放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例

○一週間のうち平日5日間（月～金曜日）開所していて、定員が44人の放課後児童クラブの場合

□パターン②：市町村が定める設備運営基準条例において、専用区画の面積や児童の数に係る経過措置を設けている場合

例) 4月～6月は「児童の数」が42人

- ・ 5日間利用登録 32人 → 32人
- ・ 4日間利用登録 8人 → $8人 \times 4日間 / 5日間 = 6.4人 \approx 7人$
- ・ 3日間利用登録 4人 → $4人 \times 3日間 / 5日間 = 2.4人 \approx 3人$

7月、8月は「児童の数」が68人（経過措置の適用により、「支援の単位」を新たに設けない場合）
 （・ 7～8月のみの利用登録 26人 → 42人+26人=68人）

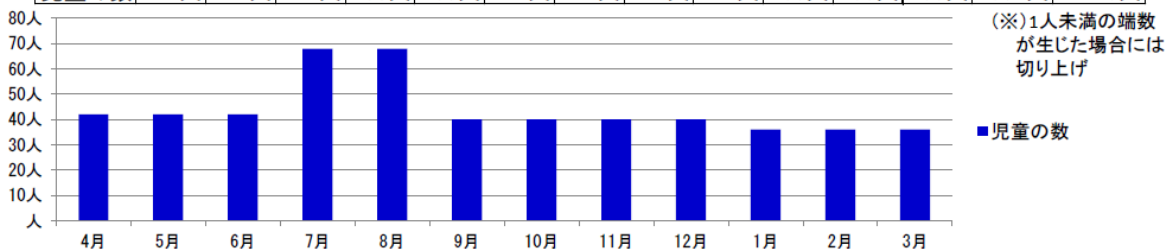
9月～12月は「児童の数」が40人

1月～3月は「児童の数」が36人 の場合

①基準第10条第4項の一の支援の単位を構成する「児童の数」は、上記の方法により算出された人数

②放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額を算定するための年間を通じた平均の「児童の数」は、
 $\{ (42人 \times 3月) + (68人 \times 2月) + (40人 \times 4月) + (36人 \times 3月) \} \div 12月 = 44.16666 \dots \rightarrow 45人$ （※）

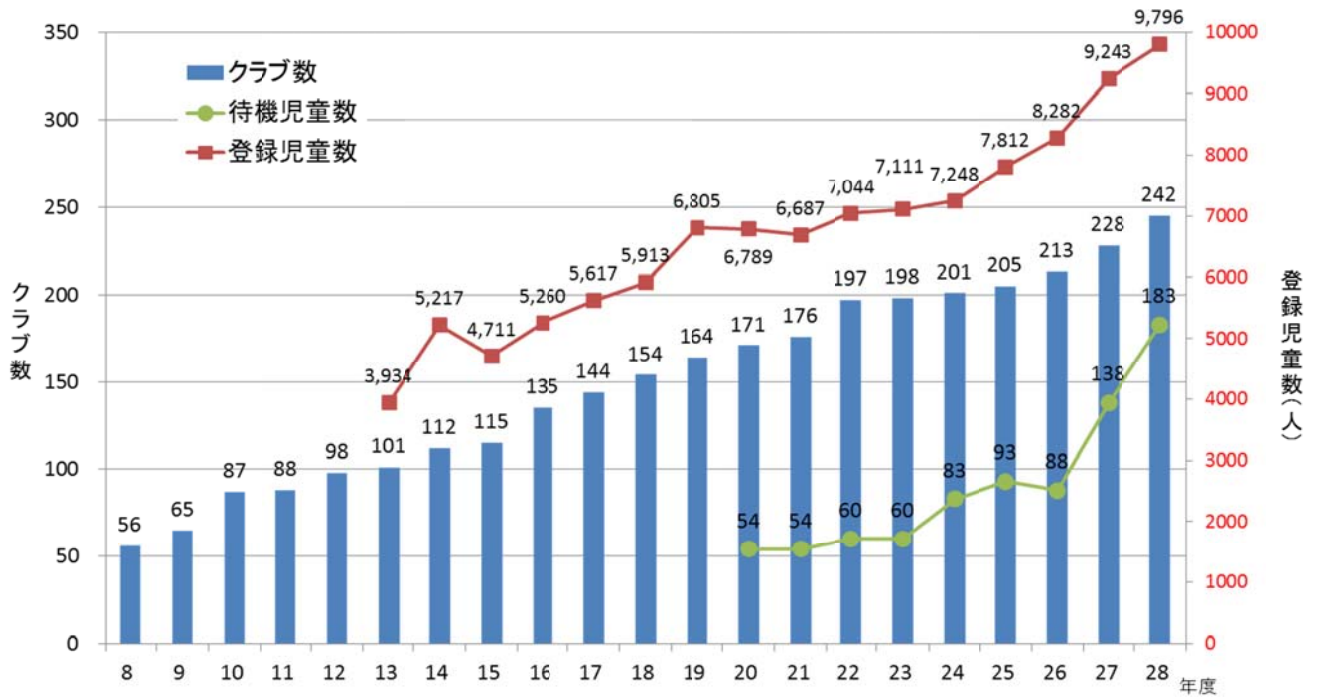
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均(※)
児童の数	42人	42人	42人	68人	68人	40人	40人	40人	40人	36人	36人	36人	530人	45人



佐賀県の状況

＜佐賀県内の放課後児童クラブの推移＞

平成 28 年 5 月 1 日現在



＜佐賀県内の放課後児童クラブの開所時間＞

平成 28 年 4 月 1 日現在

市町名	平日の終了時間			備考
	18:00まで	18:30まで	19:00まで	
佐賀市		○		
唐津市			○	
鳥栖市			○	
多久市			○	
伊万里市	○			
武雄市			○	
鹿島市			○	
小城市			○	
嬉野市			○	
神埼市	○			
吉野ヶ里町			○	
基山町			○	
上峰町			○	
みやき町			○	
玄海町				児童館で全児童を対象とした町単独事業を実施
有田町		○		
大町町	○			
江北町		○		
白石町			○	
太良町	○			
市町数	4 (21%)	3 (16%)	12 (63%)	

検討経過

●佐賀県放課後児童クラブガイドライン検討委員会委員名簿

※敬称略

区分	氏名	所属・役職名等	備考
学識経験者	川邊 浩史	西九州大学短期大学部幼児保育学科 准教授	委員長
	菅原 航平	佐賀女子短期大学こども学科 専任講師	
学校関係者	山田 良典	佐賀市立赤松小学校 校長	
放課後児童クラブ 関係者	石橋 裕子	NPO 法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会 理事長	
	小島 いずみ	唐津市放課後児童クラブ 支援員	
社会教育関係者	轟木 政隆	佐賀県PTA連合会 事務局長	
障害福祉関係者	長尾 千夏	佐賀市手をつなぐ育成会 副会長	
行政関係（市町）	田寄 美智子	武雄市教育政策課 副主幹	
	佐野 由美子	白石町保健福祉課 主査	
行政関係（県）	山田 博美	まなび課 主査	

●検討経過

開催回	開催日・場所	主な議題
第1回	平成28年7月26日（火） 佐賀県立図書館	（1）委員長の選任について （2）佐賀県放課後児童クラブガイドライン案の策定について
第2回	平成28年9月29日（木） 佐賀県庁	（1）佐賀県放課後児童クラブガイドライン案の修正について
第3回	平成28年12月15日（木） 佐賀県庁	（1）佐賀県放課後児童クラブガイドライン案の修正について
第4回	平成29年2月10日（金） 佐賀県庁	（1）佐賀県放課後児童クラブ案に対する市町意見照会結果について （2）佐賀県放課後児童クラブガイドライン案の策定について

●意見照会、情報収集

- ・ 県内市町の放課後児童クラブ所管課への意見照会
- ・ 県内市町の各種資料及び他都道府県のガイドライン等の収集、その他参考資料収集

各市町の状況

(H28.5.1 時点)

	4年生以上の受 入れ状況		利用料		
	申請者 数	待機 者数	基本料金	延長料金	その他経費
佐賀市	32人	10人	3,000円/月(月～金曜利用) 1,500円/月(土曜利用)	1,500円/月	別途、活動実費(おやつ代等) 及び保険料(800円/年)が 必要
唐津市	355人	0人	3,000円/月(1人)	なし	保護者会で徴収 ※おやつ を出さないため、徴収しない クラブも有る。
鳥栖市	25人	17人	<ul style="list-style-type: none"> ・通常期 →月曜～金曜 4,300円/月 →土曜 2,500円/月 ・長期 →春休み 2,000円 →土曜 800円 →夏休み 9,400円 →土曜 3,500円 →冬休み 2,000円 →土曜 800円 	<ul style="list-style-type: none"> ※月曜～土曜 18-19時利用 ・通常期 3,000円 ・長期 →春休み 900円 →夏休み 4,000円 →冬休み 900円 	おやつ代 <ul style="list-style-type: none"> ・通常期 1,500円/月 ・長期 →春休み 500円 →夏休み 1,500円 →冬休み 500円 入会時に1年間のスポーツ 保険 800円が必要
多久市	39人	0人	<ul style="list-style-type: none"> ・通常期 月曜～金曜 1,500円/月 土曜 1,000円/月 夏休み 3,000円 ※8月分のみ(土曜も含む) 同一世帯二人目以降 半額 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長 通常 1,000円/月 1日につき、100円 	おやつ代 1,000円/月 保険代 800円/年
伊万里市	27人	0人	3,500円/月 (8月のみ 5,000円/月)	なし	おやつ代 1,500円/月 (8月のみ 2,500円) 入会時に1年間のスポーツ 保険 800円が必要
武雄市	210人	0人	3,000円/月 同一世帯二人目 1,500円 三人目以降 無料	なし	その他費用 保険料 800円/年
鹿島市	44人	0人	3,000円(土曜日も利用の方は 4,000円)	1,000円/月	おやつ代 800円/月 スポーツ保険 800円/年
小城市	72人	0人	3,000円/月(月～金) 6,000円(8月) 1,500円/月(土曜日) 1,500円(春休みのみ) 10,000円(夏休みのみ) 2,000円(冬休みのみ)	18時以降 1,500円/月	おやつ代 1,000円/月 2,000円(夏休み)

			1,500円(学年末のみ) ※減免制度あり		
嬉野市	100人	0人	1人目 2,000円/月 2人目以降 1,000円/月 夏休み 1人目 4,000円 2人目以降 2,000円	徴収なし	
神崎市	59人	0人	・平日 2,000円/月 (土曜日利用者 3,000円/月) ・春休み 1,000円 ・夏休み 4,000円 (土曜日利用者 5,000円) ・冬休み 1,000円 ・学年末休み 1,000円	実施なし	<おやつ代等> ・平日 1,000円/月 ・春休み 500円 ・夏休み 2,000円 ・冬休み 500円 ・学年末休み 500円 <保険料> 800円/年
吉野ヶ里町	7人	0人	・平日 3,000円/月(ひとり親 1,000円/月) ・春, 冬休み 2,000円(ひとり親 1,000円) ・夏休み 5,000円(ひとり親 2,000円) ・土曜日(毎週) 1,000円(ひとり親 500円) ・〃(随時) 1回につき 400円(ひとり親 1回につき 200円)	1回につき 100円	おやつ代等 2,000円/月
基山町	86人	0人	保護者負担金 (平日) 2,000円/月 (春・冬・学年末休み) 各 1,000円 (夏休み) 4,000円 土曜日料金・・・1,200円/月 (春・冬・学年末休み) 各 300円 (夏休み) 1,200円 随時利用 1回 300円	定額(平日) 1,200円/月 (春・冬・学年末休み) 各 500円 (夏休み) 1,200円 随時利用 1回 100円	おやつ代等 2,200円/月
上峰町	9人	0人	・放課後 3,000円/月 ・夏休み 5,000円、 冬休み・春休み 3,000円	1日につき 100円	おやつ代は別途

			(ひとり親世帯は、半額の減免措置あり)		
みやき町	75名	0人	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後 2,000円/月 ・夏休み 5,000円 ・冬休み 2,000円 ・春休み 2,000円 「ひとり親世帯は、半額の減免措置あり」	午後6時～午後7時まで延長 1日 100円	おやつ代は別途
玄海町	クラブ未設置				
有田町	54人	28人	2,000円/月 おやつ代 1,000円/月	なし	
大町町	10人	8人	3,000円/月 (おやつ代1,000円含む)	なし	
江北町	32人	27人	3,000円/月 (7月4,000円、8月5,000円、土曜日1,000円、春季・冬季休業中共通4,000円、7月夏季のみ2,000円) 保険800円	なし	おやつ代込
白石町	40人	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日利用 2,000円/月 ・土曜日利用 1,000円/月 (ただし、土曜日のみの利用は不可) ・夏休みのみ 5,000円 ・冬休みのみ 2,000円 ・春休みのみ 2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・18:00～18:30 500円/月 (土曜日を除く) 18:00～19:00 1,000円/月 (土曜日を除く) *申込時間を超過して利用した場合 50円/30分ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親…半額免除 兄弟参加の2人以降…半額免除 (ただし、延長利用分、申込時間を超過して利用した場合の負担金の額には適用しない) ・おやつ代 1,000円/月 (長期休業中は別途) ・保険代 800円/年
太良町	53人	0人	1,000円	なし	

研修体系

○資質向上研修の研修体系例

・支援員等の資質向上の研修にあたっては、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて研修計画を立てることが望ましい。

*県においては、支援員全般を対象とした資質向上研修を行っている。

「放課後児童クラブに従事する者の研修体系」の整理

区分	1. 放課後児童クラブに従事する者として備えるべき資質	2. 子どもの育成支援に必要な専門的知識及び技術			3. 学校・地域との連携	4. 運営管理と職場倫理
		(1) 子どもの育成支援	(2) 障害のある子ども及び特に配慮の必要な子どもへの対応	(3) 保護者・家庭との連携		
初任者研修 【1年～5年未満】	▷健全な心身 ▷センス・感性 ▷観察力 ▷共感性 ▷愛情 ▷柔軟性 ▷倫理観 ▷道徳性 ▷責任感 ▷主体性 ▷達成意欲 ▷行動力 ▷情熱 ▷協調性 ▷創造力	▷子どもの発達の特徴 ▷子どもの権利擁護、人権の尊重 ▷育成支援の内容理解と計画の考え方 ▷子どもの遊びや生活の環境の理解 ▷仲間づくり ▷いじめの理解と対応 ▷健康・衛生管理 ▷おやつ的重要性及び食育の理解 ▷事故やケガの防止と発生時の対応 ▷食物アレルギーの理解と対応 ▷防火、防災及び防犯の計画と対応 ▷育成支援の記録の書き方と工夫 ▷実践事例検討(ケ-スタディ) など	▷障害(発達障害を含む)のある子ども及び特に配慮の必要な子どもへの対応 ▷障害のある子ども一人ひとりに即した理解と育成支援の工夫 ▷特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫 ▷実践事例検討(ケ-スタディ)	▷家庭への連絡の必要性の理解と工夫 ▷連絡帳の書き方と効果的な活用 ▷通信、頼りの工夫 ▷家庭における養育環境の理解と連携 ▷保護者とのコミュニケーションの工夫 ▷基礎的な相談援助技術の理解	▷学校との情報交換等の工夫 ▷放課後子ども総合プランの理解 ▷放課後子供教室の関係者との連携 ▷児童館及び地域組織等との連携 ▷自治会・町内会及び主任児童委員等の地域組織の理解	▷職場のルール及び職場倫理の理解 ▷組織における役割や連携の理解 ▷個人情報の取扱いとプライバシーの保護 ▷安全管理 ▷不審者への対応 ▷自己研鑽及び研修についての理解
中堅者研修 【5年以上】	▷自制心 ▷コミュニケーション ▷一定の生活習慣と社会的マナー	▷事故やケガの防止と発生時の対応 ▷食物アレルギーの理解と対応 ▷防火、防災及び防犯の計画と対応 ▷育成支援の記録の書き方と工夫 ▷実践事例検討(ケ-スタディ) など	▷家庭の状況の把握と養育支援 ▷児童虐待への対応と関係機関との連携 ▷地域の障害児関係の専門機関等の機能及び役割の理解と連携 ▷実践事例検討(ケ-スタディ) の設定 ▷関係機関とのケース検討会議	▷家庭の状況を理解することの必要性 ▷保護者とのコミュニケーションのあり方の理論的理解 ▷相談援助技術の理解 ▷要望及び苦情への対応 ▷保護者会の工夫	▷担任教諭や養護教諭等の学校教職員との連携 ▷小学校区ごとの協議会との連携工夫 ▷自治会・町内会及び主任児童委員等との連携の工夫 ▷ボランティア及び実習生の指導	▷新任職員への助言・指導 ▷運営内容及び運営規定の理解 ▷リスクマネジメントの理解 ▷会議の開催及び記録の作成
リーダー(事業責任者を含む)研修		▷育成支援の内容の保護者への説明 ▷育成支援の目標や計画の作成及び評価	▷要保護児童対策地域協議会の機能及び役割の理解	▷保護者組織との連携の工夫 ▷要望及び苦情への対応マニュアルの作成、体制の整備	▷小学校の校長又は教頭等との連携 ▷学校支援地域本部の理解と連携 ▷事業運営内部の地域関係機関等への説明	▷中堅職員への助言・指導 ▷法令の順守(コンプライアンス)の計画の策定及び実施体制 ▷リスクマネジメントへの対応 ▷研修受講計画の策定及び評価 ▷運営内容の自己評価・自己点検

(H27.3.30 第8回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会での資料)

「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ—」より引用)

<参考>

佐賀県研修一覧

研修名	対象	研修概要	講座内容	補助名
放課後児童支援員認定資格研修	放課後児童指導員、補助員等放課後児童クラブ従事者及び今後従事する予定の者	平成27年度から、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、放課後児童支援員の職務を遂行する上で必要な知識及び技能の習得とそれを実践する際の考え方や心得を認識することを目的として実施。運営指針に沿った内容。	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ ④子どもの発達理解 ⑤児童期(6歳~12歳)の生活と発達 ⑥障害のある子どもの理解 ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨子どもの遊びの理解と支援 ⑩障害のある子どもの育成支援 ⑪保護者との連携・協力と相談支援 ⑫学校・地域との連携 ⑬子どもの生活面における対応 ⑭安全対策・緊急時対応 ⑮放課後児童支援員の仕事内容 ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 (負担割合: 国1/2、県1/2)
放課後子ども総合研修	放課後対策事業(放課後児童クラブ、放課後子供教室)従事者、行政担当者など	放課後対策事業(放課後児童クラブ、放課後子供教室)従事者の資質向上を目的として、放課後児童支援員、補助員、教育活動サポーター(教室関係)、コーディネーターを対象に研修会を開催。放課後児童クラブと放課後子供教室の連携強化のため合同で開催。	・「放課後児童の現状と課題」指導員の役割 ・「子どもの遊びとリスクマネジメント」 ・「放課後のあそびについて」 ・「困りを抱えているこどもたちへの対応」 ・「こどもにとって放課後の居場所とは」コーディネーター等の役割 ・「地域力でつくる放課後の居場所」(ワークショップ) ・「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について」(ワークショップ)	・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金【厚労省】 (負担割合: 国1/2、県1/2) ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金【文科省】 (負担割合: 国1/3、県2/3)
クラブ人材確保(入門研修)	未経験者など	放課後児童支援員等の人材確保が課題となっているため、放課後児童支援員の仕事内容やクラブを説明する。	<予定> ・仕事内容の紹介 ・放課後児童クラブとは ・現状と課題	県10/10
*家庭等研修	保育士や幼稚園教諭、子育て支援センター職員、子育てサークル、放課後児童クラブ従事者など	身近なところで家庭教育や子育てに関する悩みへの相談等に対応できる人材の育成及び資質の向上を図る。	・虐待、DVについて ・子どもの貧困を考える ・子どもを取り巻くネット社会 ・こどもの遊びとは ・地域でこどもを育てること ・ワークショップ ・子どもの権利について ・家族の在り方を考える ・カウンセリング入門	県10/10

*放課後児童クラブの業務に直接関わるわけではないが、研修受講を推奨している

県内関係機関（相談窓口）一覧

○放課後児童支援員等が放課後児童クラブに在籍する子どもの事で困ったことがあった場合、まずは市町の担当窓口あるいは、放課後児童クラブを運営している運営主体の担当者に連絡。

*参考までに、子どもに関連する主な相談窓口を以下に記載します。

【子どもや家庭のことを相談できる相談窓口】

▷児童相談所ほか（相談全般）

名称	所在地	電話番号	その他
佐賀県総合福祉センター 中央児童相談所 婦人相談所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所	〒849-0851 佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212	中央児童相談所の 管轄区域 唐津市、玄海町を 除く
中央児童相談所唐津分室	〒847-0012 唐津市大名小路3-1	0955-73-1141	唐津市、玄海町
*児童相談所全国共通3桁ダイヤル		189（いちはやく）	<u>児童虐待だと思ったら</u>
佐賀県子ども・若者総合 相談センター	〒840-0826 佐賀市白山2丁目2-7	0952-97-8246	電話受付・相談時間 11:00～18:00（月～金）

▷保健福祉事務所（相談全般）

名称	所在地	電話番号	所管区域
佐賀中部保健福祉事務所	〒849-8585 佐賀市八丁畷町1-20	0952-30-1321	佐賀市、多久市、小城市、 神崎市、神埼郡
鳥栖保健福祉事務所	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1	0942-83-2161	鳥栖市、三養基郡
唐津保健福祉事務所	〒847-0012 唐津市大名小路3-1	0955-73-4185	唐津市、東松浦郡
伊万里保健福祉事務所	〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4	0955-23-2101	伊万里市、西松浦郡
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265	0954-22-2103	武雄市、鹿島市、嬉野市、 杵島郡、藤津郡

▷教育委員会等の相談窓口（学校生活・いじめ・不登校など）

名称	電話番号	名称	電話番号
佐賀県「心のテレフォン相談」	0952-30-4989（佐賀局）	嬉野市教育委員会	0954-66-9128
	0952-52-4989（神埼局）	神崎市教育委員会	0952-44-2384
	0955-73-4989（唐津局）	子どもの悩み相談室：月／木	0952-44-5622
	0954-22-4989（武雄局）	基山町教育委員会	0942-92-7980
	0954-62-4989（鹿島局）	心の悩み相談電話	0942-92-7206
佐賀市教育委員会	0952-40-7351	吉野ヶ里町教育委員会	0952-37-0339
佐賀市青少年センター	0952-29-3594	上峰町教育委員会	0952-52-3908

▷教育委員会等の相談窓口（学校生活・いじめ・不登校など）のつづき

唐津市(青少年支援センター)	0955-72-9467	みやき町教育委員会	0942-89-3052
鳥栖市(心の悩みテレホン相談)	0120-783-114	玄海町(教育支援センター)	0955-51-3083
多久市教育委員会	0952-75-2227	有田町教育委員会	0955-43-2324
伊万里市(青少年相談室)	0955-22-7867	大町町教育委員会	0952-82-3177
武雄市教育委員会	0954-23-0110	江北町教育委員会	0952-86-5621
鹿島市(虹のテレホン)	0954-63-6391	白石町教育委員会	0952-84-7130
小城市教育委員会	0952-37-6131	太良町教育委員会	0954-67-0317

▷学校など（発達の遅れや心身の障害、いじめ・不登校など）

名称	電話番号	名称	電話番号
佐賀県立盲学校	0952-23-4672	佐賀大学教育学部附属特別支援学校	0952-29-5045
佐賀県立ろう学校	0952-30-5368	福岡教育大学附属障害児治療教育センター	0940-35-1559
佐賀県立金立特別支援学校	0952-98-1135	西九州大学臨床心理相談センター(有料)	0952-37-5122
佐賀県立大和特別支援学校	0952-62-1221	九州大学総合臨床心理センター	092-642-3144
佐賀県立中原特別支援学校	0942-94-3575		
佐賀県立うれしの特別支援学校	0954-66-4911		
佐賀県立伊万里特別支援学校	0955-23-8554		
佐賀県精神保健福祉センター	0952-73-5060		
佐賀県発達障害者支援センター「結」	0942-81-5728		

▷ヤングテレホン相談窓口（子どもの非行や犯罪など）

相談先名	電話番号	相談先名	電話番号
少年サポートセンター (佐賀県警察本部少年課)	0120-29-7867	伊万里警察署	0955-22-4152
		武雄警察署	0954-22-4152
唐津警察署	0955-72-7867	鹿島警察署	0954-62-4152
鳥栖警察署	0942-82-7867		

▷その他相談窓口等（佐賀県 HP「自立支援マップ」で検索）

URL <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00333010/index.html>

不審者への緊急対応の例

関係者以外の放課後児童クラブへの立ち入り

不審者かどうか

立ち入りの正当な理由なし

立ち入りの正当な理由あり

受付に案内

退去を求める

退去しない

退去した

再び侵入したか

侵入した

侵入しない

危害を加える恐れはないか

ある

再び侵入したか

退去しない

侵入しない

隔離・通報する

組織的対応1	職員への緊急連絡	暴力行為抑止と撤退の説得	110番通報	別室に案内し隔離	実施主体へ緊急連絡。支援要請
--------	----------	--------------	--------	----------	----------------

侵入した

隔離ができない

子どもの安全を守る

組織的対応2	防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）	移動阻止	児童クラブ全体への周知・子どもの掌握	避難誘導	役割分担と連携	周辺の店や子ども110番の家との連携	警察による不審者の確保
--------	-------------------	------	--------------------	------	---------	--------------------	-------------

負傷者はいるか

いる

いない

応急手当などをする

救急隊の到着まで応急手当	速やかな119番通報	被害者等への心のケア着手
--------------	------------	--------------

事後の対応や措置をする

市町（クラブも含む）の対応	情報の整理と提供	保護者等への説明	心のケア	クラブ再開準備	再発防止対策実施	報告書の作成	災害給付関係の手続き
---------------	----------	----------	------	---------	----------	--------	------------

終了

↑ 初めの対応 ↓

緊急事態発生時の対応

↓

↑ 事後の対応等 ↓

(文部科学省『学校の危機管理マニュアル-子どもを犯罪から守るために-』参考)

放課後児童クラブ 自己評価表 (例)

評価記入について		A…全部できている B…ほぼできている C…あまりできていない D…全くできていない				
カテゴリ	評価項目	評価	自由記述欄			
1 総則	①	条例や事業の目的に基づいて運営が適正に行われている。				
	②	小学6年生までの子どもを受け入れている。				
	③	運営指針やガイドラインを全ての支援員等が活用している。				
2 発達	①	支援員等は子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。				
	②	支援員等は子どもの発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行っている。				
3 育成支援の内容	支援員に関する事	①	支援員等の配置は、登録児童数や個々の児童の状況に応じて人員配置をしている。(支援の単位ごとに2人以上必要)			
		②	支援員等は、事業の内容から求められている役割を理解し、子どもの育成支援の充実を図るため努めている。			
		④	都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了した放課後児童支援員を配置している。			
		⑤	支援員等は、研修会等に積極的に参加している。			
		⑥	会議や研修等の内容が支援員等の間で共有され、育成支援の内容の充実・改善に活用されている。			
		障害のある子ども	①	障害のある子どもの利用希望がある場合は、面談等で子どもや家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握し、可能な限り受入れに努めている。		
	②		障害のある子どもを受け入れる場合は、支援員等の配置を必要に応じて増員している。			
	③		支援員等は、研修会などに参加し、障害に関する知識を習得している。			
	④		地域の障害児関係の専門機関と連携して相談体制を構築している。			
	⑤		計画的な育成支援を行い、その内容を記録している。			
	特に配慮を必要とする子ども	①	子どもの状態や家族の状況把握により、児童虐待の早期発見に努めている。			
		②	児童虐待が疑われる場合は、市などの関係機関と連携し適切な対応を図っている。			
		③	子どもの家庭環境について配慮し、特別の支援が必要な状況を把握した場合には、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるよう努めている。			

	保護者との連携	①	送迎時や連絡帳などを活用し、保護者と子どもについて情報を共有している。			
		②	保護者が相談しやすい雰囲気づくりに心掛け、保護者からの相談に応じ必要な助言や支援を行っている。			
		③	活動内容を保護者に伝え理解を得、保護者が活動や行事に参加する機会を設けている。			
		④	保護者組織と連携を図っている。			
4 放課後児童クラブの運営	運営	①	子どもの集団の規模（支援単位）をおおむね40人以下としている。			
		②	開所日数は250日以上で、開所時間は平日3時間以上、土曜日や長期休業期間等は8時間以上である。			
		③	新1年生を4月1日から受け入れている。			
		④	入所の承認については公平性に努め、利用開始にあたって保護者に十分な説明をし、情報交換を行っている。			
		⑤	退所する場合は、子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引継ぎを行っている。			
		⑥	収支状況の管理及び執行が適正に行われ、定期的な検査や決算報告を行い、保護者や地域社会に情報公開している。			
	労働環境	①	支援員等の健康診断等を実施している。			
		②	支援員等が業務中災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入している。			
	5 学校及び地域との関係	学校	①	学校に放課後児童クラブの活動内容等を伝え、情報共有や情報交換などを行い、学校と連携を図っている。		
			②	学校の校庭、体育館や余裕教室を利用できるよう連携を図っている。		
関係機関・地域		①	保育所・幼稚園等と子どもについての情報交換や交流を行っている。			
		②	地域の医療・保健・福祉等の関係機関と協力・連携を図っている。			
		③	地域の関係組織や児童関連施設等と情報交換や情報共有、相互交流を図っている。			
		④	児童館で実施する場合は、放課後児童クラブの環境及び水準が担保され、双方の子どもが交流できるよう配慮している。			
6 施設及び設備		施設及び設備	①	子どもの生活する専用の部屋が確保されている。		
			②	子どもの体調の悪い時等に静養できるスペースが確保されている。（確保できる。）		
	③		事務を行うための事務スペース及び備品などが備わっている。			
	④		雨の日等室内にいても遊べるようなスペースや遊具、図書を備えている。			
	⑤		子どもの所持品を収納するロッカーや生活に必要な設備・備品を備えている。			

衛生管理及び安全対策	衛生管理及び安全対策	①	手洗いやうがいなどを敢行するなど、日常の衛生管理に努めている。		
		②	感染症等の発生時についての対応方針を定め、保護者に周知している。		
		③	必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適切に行っている。		
		④	事故やけがの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、支援員等の間で共有している。		
		⑤	事故やけがが発生した場合、速やかに適切な処置を行い、支援員は速やかに保護者、運営主体及び市町に報告している。		
		⑥	室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検している。		
		⑦	子どもにおやつ等を提供する場合は、衛生管理やアレルギー対策を十分に講じている。		
		⑧	事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。		
		⑨	ケガ等に備え傷害保険などに加入している。		
	防犯・防災	①	防災・防犯に関する計画やマニュアルを作成し、定期的に避難訓練等を行っている。		
		②	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な施設設備を備えている。		
		③	市町や学校、支援員並びに警察、消防等関係機関と連携を図り、子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努めている。		
		④	子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保している。		
7 職場倫理及び事業内容の向上	職場倫理	①	子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格や意見を尊重して活動が行われている。		
		②	個人情報については、適正な取扱いをし、プライバシーを保護している。		
		③	職務上知り得た情報に関する守秘義務が守られている。		
	要望・苦情	①	要望・苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者に周知している。		
		②	要望・苦情への対応手順を整備し、迅速に対応している。		
		③	要望・苦情の内容や対応について支援員等の間で情報共有を図り、事業内容の充実・改善を行っている。		
	事業内容向上	①	支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行っている。		
		②	運営主体は、放課後児童クラブの運営内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れている。		

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局
こども未来課
子育てし大県推進第二担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

TEL : 0952-25-7381

FAX : 0952-25-7339

E-mail : kodomomirai@pref.saga.lg.jp